

平成 18 年 11 月 25 日

H18 年度ビーム・ピストル（デジタル）普及事業について（概要）

デジタル射撃については、これまで普及、定着化のために対策を実施してきたところであり、本年の 2 月総会で国体導入及びユニアのピストル選手の育成が急務であるとの議決もされました。

そこで、デジタル射撃のより一層の普及を図るために、次の事業を実施することとなりましたので、概要をお知らせします。

なお、事業の実施を希望される方は、申請書様式をお送りしますので事務局までご連絡ください。

記

1. 事業の内容

デジタル射撃が常時実施できる場所を確保するために必要な機材の貸し出し事業
ジュニアのピストル選手の育成を図る大学、高等学校等への機材貸し出し事業
競技会開催のための機材貸し出し事業

「事業の概要」

デジタル射撃が常時実施できる場所を確保するために必要な機材の貸し出し事業
加盟団体の協力を受けて、拠点施設としてデジタル射撃が常設実施できる場所を確保するために必要なデジタル機材を無償で貸し出します。

主たる用件は、常にデジタル射撃ができる施設であることと定期的な競技会を開催することであり、既存の射撃場の中に常設コーナーを設けて設置することも対象としています。

ジュニアのピストル選手の育成を図る大学、高等学校等への機材貸し出し事業
ピストル競技のジュニア選手の育成を図る大学、高等学校等に対してデジタル機材を無償で貸し出します。

競技会開催のための機材貸し出し事業

加盟団体又は推薦を受けた団体が、デジタル射撃の競技会を開催しようとする場合に必要な機材の貸し出しを無償化します。

その他

貸し出し事業の機材は、デジタルターゲット、デジタルピストル、PC、プリンターをセットとしています。

2. 事業実施の受付について

申し込み期限は、第 1 回目は平成 18 年 12 月 15 日、第 2 回目は平成 19 年 1 月 30 日としています。

「以上」